

協議事項

第11回 木曾川文化圏市町合併協議会

一部事務組合等の取扱いについて（案）

- 1 . 川島町が加入している一部事務組合等については、合併する日の前日をもって脱退する。
- 2 . 共同処理されていた事務や財産等については、他の構成団体との調整を図りながら、新市に引き継ぐ。

調整方針

専門部会 企画財政部会

協議項目		一部事務組合等の取扱い		協議細目		一部事務組合等の取扱い	
項目	目	名称	加入状況		構成団体	共同処理する事務	動向 見込
			各務原市	川島町			
<p>1. 川島町が加入している一部事務組合等については、合併する日の前日をもって脱退する。 2. 共同処理されていた事務や財産等については、他の構成団体との調整を図りながら、以下の3つの方針に基づき新市に引き継ぐ。 新市においても継続して当該事務組合等に参加し、共同処理する。 新市において合併する日をもって新たに当該事務組合等に参加し、共同処理する。 新市において単独で事務処理を行う。</p>							
1. 広域連合		羽島郡広域連合			川島町、岐南町、笠松町、柳津町	消防事務 公平委員会事務、火災類取締法に基づく事務	
2. 一部事務組合		岐阜県市町村職員退職手当組合			各務原市、川島町など、県内市町村（岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市を除く）及び広域連合・一部事務組合等	常勤の職員に対する退職手当の支給事務	
		岐阜県市町村会館組合			各務原市、川島町など、県内全市町村	市町村職員の福利厚生に関する事業等を行う団体等の用に供する事務所の設置及び管理に関する事務	
		木曾川右岸地帯水防事務組合			各務原市、岐阜市、柳津町、笠松町、岐南町	木曾川の洪水による水害を警戒、防御し被害を軽減するため、水防上必要な監視、通報、水防活動等に関する事務	
		岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合			川島町など、17市町村	学齢前の肢体不自由児が、保護者とともに当該施設へ通園して、肢体機能回復訓練の実施及び育成指導に関する事務	
		岐阜羽島衛生施設組合			川島町、岐阜市、羽島市、笠松町、柳津町、岐南町	し尿及びごみの処理並びにこれらの処理施設の建設及び維持に関する事務	又は
3. 協議会 (地方自治法第252条の2)		岐阜地域広域市町村圏協議会			各務原市、川島町など、14市町村	総合立体的な振興整備を図るため、広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関する事務	
		木曾川文化圏市町村合併協議会			各務原市、川島町	市町村合併、新市建設計画の作成に関する事務	
		羽島市・羽島郡四町介護認定審査会			川島町、羽島市、岐南町、笠松町、柳津町	介護認定審査事務	
4. 機関の共同設置		羽島郡四町教育委員会			川島町、岐南町、笠松町、柳津町	教育委員会事務	

広報広聴関係事業（自治組織）の取扱いについて（案）

- 1 . 川島町の町内会長は、合併の日をもって各務原市自治委員に委嘱する。
- 2 . 自治組織への補助金等については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、自治組織の運営上、影響が大きいものについては、緩和措置を講ずる。

調整方針

専門部会 企画財政部会

各種事務事業の取扱い
協議細目 広報広聴関係事業（自治組織）

1. 川島町の町内会長は、合併の日をもって各務原市自治委員に委嘱する。
2. 自治組織への補助金等については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、自治組織の運営上、影響が大きいものについては、緩和措置を講ずる。

協議項目	各種事務事業の取扱い	川島町	調整方針
1. 自治組織等	<p>自治組織名称 自治会 各務原市自治会連合会 各務原市自治委員 各務原市自治委員 各務原市自治委員 （非常勤特別職）</p>	<p>自治組織名称 町内会 連合会 川島町町内会連合会 自治組織の長の身分 -</p>	<p>自治組織については、「各務原市自治会連合会」と「川島町町内会連合会」で協議の上、統合するよう調整に努める。</p>
2. 自治組織の長に対する手当	<p>自治委員報酬 均等割 世帯割 : 26,529,000円 : 25,000円 : 440円 × 加入世帯数 （平成14年度実績）</p>		<p>自治組織の長に対する手当については、各務原市の現行制度に統一する。 自治組織の長を自治委員に委嘱し、委員報酬を支払う。</p>
3. 自治組織に対する補助	<p>広報紙配布手数料 世帯割 : 41,536,000円 : 1,000円 / 年 （平成14年度実績）</p> <p>自治会振興交付金 均等割 世帯割 : 37,438,000円 : 50,000円 : 500円 × 加入世帯数 （平成14年度実績）</p>	<p>町内会広報会補助金 （平成14年度支給実績） : 3,376,500円 平成14年度については、町内会役員の任期（月数 12か月 15か月）変更のため1年分（12か月分）としては 世帯数 × 100円 × 12か月（月数） = 3,151,200円</p> <p>町内会事務補助金 : 2,800,000円 （平成14年度実績）</p>	<p>各種自治組織への補助については、川島町内会の減額分を平成18年度以後2年間で1/3ずつ透減し、平成20年度から統一する。 （川島町内会への対応） 16 17 18 19 20</p>

川島町内会全体の減額分

A = 町内会広報会補助金（川島町の現行制度：H14年度実績・12か月分）
 B = 町内会事務補助金（川島町の現行制度：H14年度実績）
 C = 広報紙配布手数料（各務原市の制度を適用した場合の試算）
 D = 自治会振興交付金（各務原市の制度を適用した場合の試算）
 (A : 3,151,200円 + B : 2,800,000円) - (C : 2,626,000円 + D : 1,763,000円) = 1,562,200円
1,500千円

調整方針

専門部会 企画財政部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	広報広聴関係事業（自治組織）																
項目	各務原市	川島町	調整方針																
4. 集会施設に関する補助	<p>根拠<集会施設に対する補助金交付要綱> 新築、改築、購入 算定基準 基準単価 × 床面積 × 補助率 限度額</p> <p>・木造、鉄骨、コンクリートブロック</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>W75未満</td> <td>W75以上</td> </tr> <tr> <td>33～150㎡</td> <td>400万円</td> <td rowspan="3">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>150～200㎡</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上</td> <td>500万円</td> </tr> </table> <p>・鉄筋コンクリート</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>W75未満</td> <td>W75以上</td> </tr> <tr> <td>33㎡以上</td> <td>600万円</td> <td>1,500万円</td> </tr> </table> <p>修繕 算定基準 （修繕費 - 30万円）× 補助率 限度額 W75未満の区域は、100万円 W75以上の区域は、200万円</p> <p>補助率（新築、改築、購入、修繕全て同じ） W75未満の場合...1/2 W75以上の場合...8/10 Wうるささ指数、川島町は、W75未満の区域となっている。</p>		W75未満	W75以上	33～150㎡	400万円	1,000万円	150～200㎡	450万円	200㎡以上	500万円		W75未満	W75以上	33㎡以上	600万円	1,500万円	<p>根拠<町内会等が新築する集会施設等補助基準> 新築 補助率...2/3 算定基準 基準単価 × 補助率 限度額</p> <p>面積：100㎡ + 0.7㎡ × 構成地域世帯数 単価：木造・鉄骨 ...169,100円/㎡ 未満 鉄筋コンクリート ...一件審査</p> <p>町地域振興事業費補助金（修繕） 修繕 補助率...1/2 算定基準 整備、修繕費 × 補助率 （千円未満は切り捨て）</p>	<p>集会施設建築補助については、各務原市の現行制度に統一する。 ただし、合併以前に川島町が承認した事業計画については、町の定める「町内会等が新築する集会施設等補助基準」に準じ、補助する。</p> <p>修繕については、各務原市の現行制度に統一し、緩和措置を設けない。</p>
		W75未満	W75以上																
33～150㎡	400万円	1,000万円																	
150～200㎡	450万円																		
200㎡以上	500万円																		
	W75未満	W75以上																	
33㎡以上	600万円	1,500万円																	
		<p>町内会集会施設運営補助金：2,400,000円 均等割(20,000円 × 10施設) + 世帯割(2,799) + 維持費割 （平成14年度実績）</p>	<p>集会施設運営費補助金については、廃止する。 ただし、平成18年度以後2年間で1/3ずつ遞減し、平成20年度から廃止する。</p>																

上・下水道事業（上水道）の取扱いについて（案）

上水道事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、「水道料金」については、平成17年度から平成19年度まで緩和措置を講じ、その後、現行の各務原市の徴収基準に統一する。

また、「料金の徴収方法」「給水負担金」「開発負担金」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。

調整方針

専門部会

上下水道部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	上・下水道事業（上水道）																																								
調整の方針	上水道事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、「水道料金」については、平成17年度から平成19年度まで緩和措置を講じ、その後、現行の各務原市の徴収基準に統一する。また、「料金の徴収方法」「給水負担金」「開発負担金」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。																																										
項目	各務原市	川島町	調整方針																																								
1. 事業所の位置	水道事業庁舎に水道49名、下水道17名、計66名の職員が勤務している。	役場庁舎に課長、水道2名、下水道2名、庶務2名の計7名の職員が勤務している。	事業所の位置については、合併と同時に各務原市水道事業庁舎（三井東町4丁目32番地）とする。																																								
2. 給水区域など事業認可及び水道施設	行政区域全域を給水区域に取り込み、一つの水道事業を運営している。三井水源系、西市場水源系の現有施設の存続で、これ以上の統廃合は考えていない。	行政区域のうち、専用水道のエーザイ(株)川島工園を除いた区域を給水区域にして、一つの水道事業を運営している。今後は、第1水源の位置変更、改修工事を計画している。	合併と同時に川島町上水道事業は各務原市へ譲渡され、1つの給水区域として上水道事業を行う。 (合併前に川島町水道事業の廃止届を県知事に提出し、合併後に新市で譲受届出書を県知事に提出する。)																																								
3. 給水負担金（加入負担金）	給水新設工事の際に、申請口径に応じた給水負担金を徴収している。 (口径別に条例で規定) <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>給水負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>385,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>629,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>設定なし</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>1,642,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>2,473,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>5,714,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,171,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>13,103,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径	給水負担金の額	13mm	150,000円	20mm	385,000円	25mm	629,000円	30mm	設定なし	40mm	1,642,000円	50mm	2,473,000円	75mm	5,714,000円	100mm	9,171,000円	150mm	13,103,000円	給水新設工事の際に、申請口径に応じた新加入負担金を徴収している。 (口径別に条例で規定) <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>加入負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>520,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,500,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>設定なし</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>設定なし</td></tr> </tbody> </table>	口径	加入負担金の額	13mm	130,000円	20mm	260,000円	25mm	330,000円	30mm	400,000円	40mm	520,000円	50mm	1,500,000円	75mm	2,000,000円	100mm	設定なし	150mm	設定なし	加入負担金については、川島町の加入負担金の水準を各務原市の水準に引き上げ、「給水負担金」とする。
口径	給水負担金の額																																										
13mm	150,000円																																										
20mm	385,000円																																										
25mm	629,000円																																										
30mm	設定なし																																										
40mm	1,642,000円																																										
50mm	2,473,000円																																										
75mm	5,714,000円																																										
100mm	9,171,000円																																										
150mm	13,103,000円																																										
口径	加入負担金の額																																										
13mm	130,000円																																										
20mm	260,000円																																										
25mm	330,000円																																										
30mm	400,000円																																										
40mm	520,000円																																										
50mm	1,500,000円																																										
75mm	2,000,000円																																										
100mm	設定なし																																										
150mm	設定なし																																										
4. 開発負担金	一定規模（開発面積1,000㎡又は16戸以上の共同住宅）以上の給水新設工事に対しては、給水負担金とは別に給水負担金の額の2分の1（専用住宅は1戸50,000円）を開発負担金とし、条例で規定して徴収している。	開発負担金は徴収していない。	開発負担金については、各務原市の現行制度に統一する。 (川島町地域においても開発負担金制度を適用することとする。)																																								

調整方針

専門部会

上下水道部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	上・下水道事業（上水道）																																																											
項目	各務原市	川島町	調整方針																																																											
5. 水道料金及び徴収方法、会計処理方法	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金制度 口径別基本料金（基本水量なし） 逓増制水量料金制度 徴収方法 隔月検針で検針当月徴収 基本料金 基本水量なし（税別） <table border="1"> <tr><th>口径</th><th>2か月あたり金額</th></tr> <tr><td>13mm</td><td>1,420円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>6,200円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>16,200円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>24,400円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>56,400円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>89,800円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>128,400円</td></tr> </table> 水量料金（税別） <table border="1"> <tr><th>1m³～20m³</th><th>1m³につき</th><th>金額</th></tr> <tr><td>1m³～20m³</td><td>1m³につき</td><td>50円</td></tr> <tr><td>21m³～50m³</td><td>1m³につき</td><td>115円</td></tr> <tr><td>51m³～</td><td>1m³につき</td><td>175円</td></tr> </table> <p>一般家庭の平均使用量による試算 （口径13mmで2か月に50m³使用の場合） 水道料金：5,870円（税別）</p>	口径	2か月あたり金額	13mm	1,420円	20mm	3,800円	25mm	6,200円	40mm	16,200円	50mm	24,400円	75mm	56,400円	100mm	89,800円	150mm	128,400円	1m ³ ～20m ³	1m ³ につき	金額	1m ³ ～20m ³	1m ³ につき	50円	21m ³ ～50m ³	1m ³ につき	115円	51m ³ ～	1m ³ につき	175円	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金制度 基本料金（基本水量20m³） 逓増制超過料金に口径別の 量水器使用料を加算 徴収方法 隔月検針で検針翌月徴収 基本料金 基本水量20m³（税別） <table border="1"> <tr><th>口径</th><th>2か月あたり金額</th></tr> <tr><td>全口径</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>量水器使用料</td><td></td></tr> <tr><td>13mm</td><td>100円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>300円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,200円</td></tr> </table> 超過料金（税別） <table border="1"> <tr><th>21m³～200m³</th><th>1m³につき</th><th>金額</th></tr> <tr><td>21m³～200m³</td><td>1m³につき</td><td>100円</td></tr> <tr><td>201m³～</td><td>1m³につき</td><td>160円</td></tr> </table> <p>一般家庭の平均使用量による試算 （口径13mmで2か月に50m³使用の場合） 水道料金：4,300円（税別）</p>	口径	2か月あたり金額	全口径	1,200円	量水器使用料		13mm	100円	20mm	200円	25mm	200円	30mm	300円	40mm	400円	50mm	1,000円	75mm	1,200円	21m ³ ～200m ³	1m ³ につき	金額	21m ³ ～200m ³	1m ³ につき	100円	201m ³ ～	1m ³ につき	160円	<p>水道料金については、本来、合併と同時に川島町の料金水準を各務原市の水準に引き上げることが望ましいが、標準的な一般家庭で36.51%の値上げが必要となるため、3年間は不均一の水道料金とする。</p> <p>(市) (町)</p> <p>料金徴収方法については、合併時から調整を行い、平成17年1月に各務原市の現行制度に統一する。 （「隔月の当月検針徴収方法」へ）</p>
	口径	2か月あたり金額																																																												
13mm	1,420円																																																													
20mm	3,800円																																																													
25mm	6,200円																																																													
40mm	16,200円																																																													
50mm	24,400円																																																													
75mm	56,400円																																																													
100mm	89,800円																																																													
150mm	128,400円																																																													
1m ³ ～20m ³	1m ³ につき	金額																																																												
1m ³ ～20m ³	1m ³ につき	50円																																																												
21m ³ ～50m ³	1m ³ につき	115円																																																												
51m ³ ～	1m ³ につき	175円																																																												
口径	2か月あたり金額																																																													
全口径	1,200円																																																													
量水器使用料																																																														
13mm	100円																																																													
20mm	200円																																																													
25mm	200円																																																													
30mm	300円																																																													
40mm	400円																																																													
50mm	1,000円																																																													
75mm	1,200円																																																													
21m ³ ～200m ³	1m ³ につき	金額																																																												
21m ³ ～200m ³	1m ³ につき	100円																																																												
201m ³ ～	1m ³ につき	160円																																																												
		<ul style="list-style-type: none"> その他 料金水準を抑えるため、一般会計から水道事業会計に財源補てんが毎年行われている。 <table border="1"> <tr><th>財源補てんの内訳</th><th>13年度</th><th>14年度</th></tr> <tr><td>収益的収入へ</td><td>29,442千円</td><td>28,703千円</td></tr> <tr><td>資本的収入へ</td><td>16,275千円</td><td>-</td></tr> <tr><td>計</td><td>45,717千円</td><td>28,703千円</td></tr> </table>	財源補てんの内訳	13年度	14年度	収益的収入へ	29,442千円	28,703千円	資本的収入へ	16,275千円	-	計	45,717千円	28,703千円																																																
財源補てんの内訳	13年度	14年度																																																												
収益的収入へ	29,442千円	28,703千円																																																												
資本的収入へ	16,275千円	-																																																												
計	45,717千円	28,703千円																																																												

調整方針

		専門部会		上下水道部会
協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	上・下水道事業（上水道）	
項 目	各務原市	川島町	調整方針	
6. 各水源及び配水関係施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・水源 三井、西市場2か所で、管路はつながっており、受水池4か所、配水池12か所。 ・施設 すべて無人化し、水道事業庁舎4階で遠隔操作、監視している。勤務時間外は警備会社に委託し、ガードマンが常時配備されている。 ・水道技術管理者 施設課主幹を任命。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源 第1・第2・笠田3か所で、管路はつながっている。 ・施設 月曜から金曜日まで囑託員が巡回。役場庁舎2階でテレメータにより監視している。 ・水道技術管理者 水道係長を任命。 	<p>水源については、新市において引き継ぐ。</p> <p>施設については、合併後、直ちに役場庁舎2階のテレメータ設備を、各務原市水道事業庁舎4階に移設する工事を行い集中監視できるようにする。 なお、工事完了までは、夜間も含めて職員の常時配置又は巡回等による監視体制をとる。</p> <p>また、早い時期に遠隔操作のできる施設にするための改修工事を実施する。</p> <p>水道法に基づく水道技術管理者を1名任命する。</p>	